

# 第2回 食品添加物の不使用表示に 関するガイドライン検討会

令和3年5月31日

---

全国味噌工業協同組合連合会 理事  
全国味噌業公正取引協議会 専務理事  
一般社団法人中央味噌研究所 常任理事  
磯部 賢治

# ◆みそにおける「無添加」表示の経緯

【S60年】「無添加」表現が問題となり、委員会を設置して検討

→全味役員会・総会で「無添加の表示は禁止が原則」、一部に表示を求める声があることから、業界試案を国に照会（11月）

…業界試案に則った表示に限り静観

【H4年】「無添加みそ協議会」（任意団体）が発足（H21年10月解散）

→協議会規則の中で無添加みその定義と品質条件を明示（後の表示規約とほぼ合致）

【H16年】「みその表示規約」が公取委から認定され、告示・施行

●3月の公聴会における公述人の異議申し立てにより、  
「無添加」は当初案の特定用語から不当表示の項へと変更

「全味公取協」 1) 全国各地で規約の説明、使用可能な塩や種麴・発酵菌の指導

2) 「添加物表示の考え方」を提示（H16年12月）

- ・サッカリンNa等の甘味料不使用表示は行わない、甘草やステビア等の甘味料は、それらを使わない地域のみそには不使用表示はしない
- ・着色料や保存料不使用表示はしない、○○無添加のような用途名や物質名を冠した無添加表示はしない

表示規約に沿った「無添加」以外の添加物不使用表示はしない

（H25年3月表示委員会）

# ◆現在のみその規約における「無添加」

## みその表示に関する公正競争規約

### 第7条 不当表示の禁止

(6) 大豆、穀類（米、大麦、はだか麦等）、食塩、種麹菌及び発酵菌以外の原材料又はキャリアオーバー若しくは加工助剤を使用したものについて、「無添加」の表示

→みその「無添加」は、規約第7条 不当表示の欄に記載がある。

★東京都の無添加表示に関する店舗調査で、味噌の無添加の大書きを指摘

→事業者の発起による「無添加みそ小委員会」が開催（H29年3月）

→無添加の大書きの適正化に向けた自主規制を申し合わせ

◆事業者は自戒の念を持ち「無添加」表示を運用

### <定義の解説>

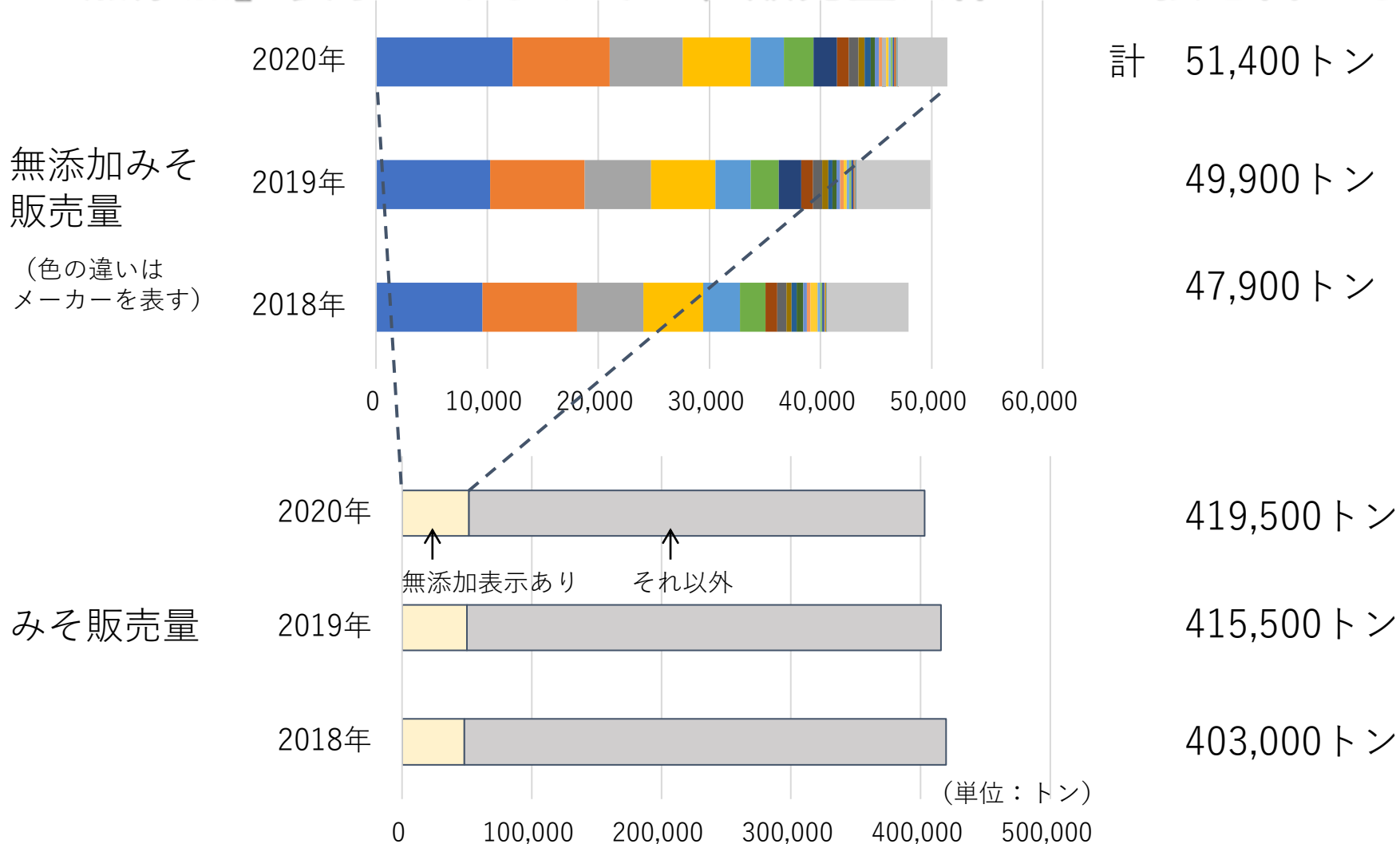
使用できるのは、大豆、穀類（米、大麦、はだか麦等）、食塩、種麹菌、発酵菌のみ。製造過程において加工助剤、使用する原材料等に由来するキャリアオーバーがないこと。◆**明確な定義による「無添加」表示**

加工助剤の例：大豆や穀類の処理等で使用する漂白剤、消泡剤、乳化剤等。

キャリアオーバーの確認例：食塩の場合、日本塩工業会加盟企業の「並塩」は加工助剤の残留がないが、他の塩ではキャリアオーバーの確認が必要。種麹の場合、無添加みそ用の種麹を使用する。等

# ◆無添加みその販売量

「無添加」表示のあるみそは、販売量全体の10%強を占める



⇒既に一般消費者に認知され、ニーズがある

# ◆ 今後のみその無添加表示の在り方

みその表示に関する公正競争規約 第7条 不当表示 の欄に「無添加」の記載があることを念頭に置き、

- ◆ 事業者は自戒の念をもって適正な「無添加」表示を遵守
- ◆ みそ業界全体で 規約に則った明確な定義のもとで運用

消費者へみその無添加表示に関する正しい知識を普及・啓発する

- ◆ 消費者による自主的かつ合理的な選択の機会を確保  
⇒ 消費者のニーズに答える